

(R5補正) 「水産物輸出拡大連携推進事業」に関するQ&A

令和6年6月作成

(注) 本Q&Aは応募に際しての質問をいくつか取りあげ、基本的な考え方や留意点を示すことで事業への理解を深めていただくことを目的としています。
個別の御質問に正確にお答えするためには具体的な検討が必要になりますので、以下が必ずしもすべての事例に当てはまる回答ではないことをご了承願います。

通し番号	質問・問合せ	回答
1	本事業の目的や狙いはなんですか？	本事業は、生産者・加工業者・輸出関係業者等が連携して、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築する取組を支援することで、水産物の輸出拡大を図るものです。
2	公募要領には輸出支援プラットフォーム設置国・地域及び新興国・地域を主な輸出先とした取組であることとされているが、これに該当しない国を輸出先とした取組は対象となりますか？	公募要領に記載されている国等を主な輸出先とする必要があります。 なお、主として記載されている国等以外のその他の国への輸出も併せて実施する場合には、その他の国への取組に対しても補助対象とすることが可能な場合もあると考えます。(例えば、主とする国への輸出の取組との相乗効果が発揮できる取組であるなど、計画内容に応じて審査がなされることとなります。)
3	本事業のうち輸出バリューチェーン改善システム等導入事業(1/2以内)の補助対象額である設備費で購入した設備・機器を国外に設置して利用することは可能ですか？	国庫補助金によって整備した設備・機器は、財産処分制限がかかり、厳格な管理と利用が必要となります。 そのため、国外に設置することで管理が困難となると思われることから、審査において補助対象経費として認められない可能性が高いと考えています。
4	四次公募(令和6年6月14日開始)では、予算が44,081,000円とあるが、何件採択予定ですか？	採択件数は設定していません。 なお、ご応募いただく案件の事業規模は、過去実績では概ね1件当たり国費額2000万円程度であったことを踏まえるならば、今回の公募では数件の採択が可能ではないかと期待しています。
5	協議会の構成員について、生産段階、加工流通段階、輸出段階の民間団体等の3者が構成員に含まれることが必要とありますが、協議会の代表者はどの段階の者でもよいのですか？	御理解のとおりです。 協定書等に基づいていけば、どの段階の者でも問題ありません。
6	協議会の構成員について、生産段階、加工流通段階、輸出段階の民間団体等の3者が構成員に含まれることが必要とありますが、1者が各段階の事業を営む者である場合は3者でなくとも協議会として補助対象者となれますか？	生産段階、加工流通段階、輸出段階の民間団体等の3者以上が構成員となる協議会として、連携して取り組む必要がありますので、そのような場合は協議会として応募資格の要件を満たさません。
7	本事業を活用して水産物の輸出に取り組む際には、直接輸出しなければならぬのでしょうか？	直接輸出・間接輸出のどちらの体制でも補助対象とすることが可能です。 なお、協議会のうち輸出段階の民間団体等の役割がどのようなものとなるのか、どのように取組に貢献するのか明確に説明していただく必要があります。

8	協議会の構成員となる者の企業規模に制約はありますか？(資本金などによる大企業排除要件の有無)	特段の制約はありません。 なお、個人の方の場合は、意思決定機構や財務状況を証明する書類の提出が困難であること等により、これまで採択された実績はありません。
9	課題提案書を提出後、不採択だった場合には、不採択理由の開示やアドバイスなどをもらえるのか。	基本的に結果のみの通知となります。審査結果の内容についてのお問合せには応じかねます。
10	事業実施期間内に機械を導入したものの、実際に稼働には至らず、計画が実施できなかった場合、当該機械の導入費用について、実績報告書に記載して補助対象額の実績として認められますか？	交付決定を受けた計画が全く実施できない場合は、補助対象とすることはできないものと考えますが、個別に具体的な実績報告書を精査して最終的に額の確定をすることになります。
11	他の補助金と併用できますか？例えば地方公共団体からの上乗せ補助など。	本事業では、自己負担部分をどのように負担するかにおいて制限はしていないので、地方公共団体からの上乗せ補助は否定していませんが、国等による様々な補助事業があり、補助目的も様々であることから、どのような補助金で自己負担部分について補助を受けることになるのか、内容を具体的にしておく必要がありますので、個別に担当者に情報提供をお願い致します。
12	公募要領では、他用途に利用可能な汎用性の高いパソコン、デジカメ等を補助対象外としているが、本事業で導入する電子システムのための操作端末は、補助対象外となりますか？	具体的な検討が必要と思いますが、システムの操作端末がシステム専用のものであれば、汎用性は低いと考えますので、補助対象となりえるものと思います。
13	国からの補助金適正化法に基づく交付決定後の手続きの流れを教えて欲しい。	交付決定後は、1月末時点での執行状況の報告書、年度末付近での実績報告書の提出をいただき、補助金適正化法に基づく「額の確定」後に補助金の支払いを受けていただくことになります。また、事業終了後3年間は成果目標の達成状況について報告書を提出いただき、目標達成に向けて取組んでいただく必要があります。 その他、交付決定後は適時のタイミングで水産庁担当者による現地調査により実施状況、目標達成状況についてフォローアップ調査が行われます。